



令和 7 年 7 月 1 5 日
総合政策局運輸審議会審理室

広島電鉄株式会社の路線付け替えに伴う軌道事業の一部廃止 (広島駅～猿猴橋町^{えんこうばしちょう}～的場町間) について

運輸審議会は、広島電鉄株式会社の軌道事業の一部廃止（広島駅～猿猴橋町^{えんこうばしちょう}～的場町間）について、運輸審議会には諮らないで処分を行うことが出来る事案として認定しました。

広島電鉄株式会社の軌道事業の一部廃止（広島駅～猿猴橋町^{えんこうばしちょう}～的場町間）の取扱いについて、運輸審議会は、運輸審議会一般規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、所管局から説明を聴取し検討を行いました。

その結果、本日、当該事案を国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案（運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案）と認定しました。

説明聴取における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/nyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間

(直通) 03-5253-8810

[軌道事業の一部廃止に関する問合せ先]

鉄道局都市鉄道政策課 宮田

(代表) 03-5253-8111 (内線 40451) (直通) 03-5253-8536

参 考

●国土交通省設置法（平成１１年法律第１００号） （抄）

（所掌事務等）

第１５条 運輸審議會は、鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）、軌道法（大正１０年法律第７６号）、都市鉄道等利便増進法（平成１７年法律第４１号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）、海上運送法、内航海運業法（昭和２７年法律第１５１号）、内航海運組合法（昭和３２年法律第１６２号）、港湾運送事業法（昭和２６年法律第１６１号）、港湾法及び航空法（昭和２７年法律第２３１号）の規定により同審議會に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

２ 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議會に諮らなければならない。

３ 第１項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第４号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議會が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議會に諮らないでこれを行うことができる。

４ （略）

●運輸審議會一般規則（昭和２７年運輸省令第８号） （抄）

（軽微な事案）

第１２条 運輸審議會が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。

２ 運輸審議會は、事案を軽微なものと認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。